

第398号

令和7年

5月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 森 栄子
印刷所：共進印刷

第34回 定時社員総会 のお知らせ

日程／令和7年5月29日(木)

受付 14:30 開始 15:00 (予定)

当会の総会は代議員制となっております。当日総会へのご出席はどなたでも可能ですが、議決権は代議員のみとなります。

※当日は事務所を閉所させていただきます。ご不便をお掛けいたしますが、別の日のご利用をお願いいたします。

確定申告のご協力御礼

若葉に風薫る爽やかな季節となりました。戸塚青色申告会では、完全予約制による申告相談も4年目となり、大きな混乱もなく乗り切ることができました。これもひとえに、会員のみなさまの深いご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

また、令和6年分確定申告期より、インボイス制度開始による消費税申告者の事業主様が急増したことによる、基準期間の課税売上高等の管理等に予想以上のシステム変更の必要が生じて、申告の際に手数料を頂戴することとなり、みなさまにはそのお支払いによる手間・ご負担をお掛けいたしました。大きな混乱もなくご対応くださいました会員のみなさまに厚く御礼申し上げます。

インボイス制度開始以前から消費税の課税事業者のかたで、簡易課税制度の適用を受けていないかたは、免税事業者等から行った課税仕入は、令和8年10月より仕入税額相当額の50%の控除となるほか、制度開始を機に課税事業者となったかたは、令和9年からは小規模事業者の納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の適用は受けられませんので、令和8年中に簡易課税制度の適用を受けるかの検討を行う必要があります。ますます取り扱いが複雑化することが予想されます。

今後も早期の記帳点検のご協力をお願いいたしますとともに、消費税の申告が必要なかたは、事前相談を必ずお受けくださいますようお願いいたします。

記帳確認 来所時のお願い

- ・ 令和7年分の確定申告相談も完全予約制となります。
- ・ 早期の記帳指導相談をお受けください。受付期間は、令和7年4月1日(月)から12月24日(水)となります。
- ・ 申告期の相談は50分制となっております。ご予約当日に確定申告の相談が完了できるよう、記帳点検を事前にお受けいただき、忘れ物のないようご協力をお願いします。
- ・ 昨年度に引き続き、記帳確認の葉書や、決算書・申告書の下書き用紙、減価償却の明細をお送りすることは差し控えさせていただきます。
- ・ ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

確定申告結果報告

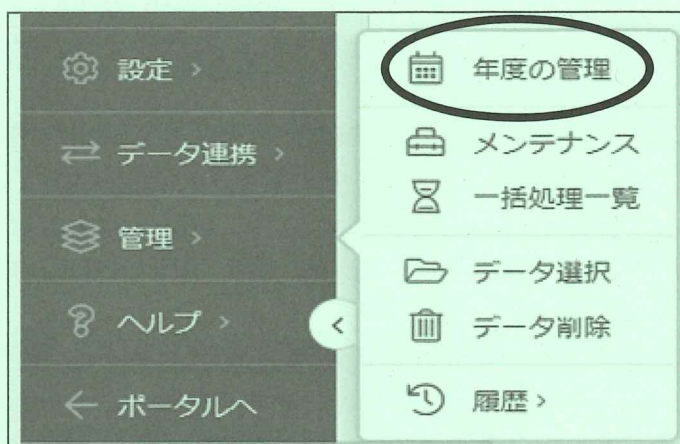
令和7年3月31日 現在					
相談件数（延）	3,730名				
	提出数	代理送信	本人送信	電子申告計	電子申告割合
所得税（3/15時点）	2,141名	776名	1,016名	1,792名	約83.7%
消費税（4/1時点）	518名	192名	213名	405名	約78.2%

会計ソフト『ジョブカン青色申告』『ジョブカndeSKTOP青色申告』 ご利用の方へ

確定申告が終わり、今年分の入力を始めるには、データの年度更新が必要です。

◆『ジョブカン青色申告』

「管理」の「年度の管理」から



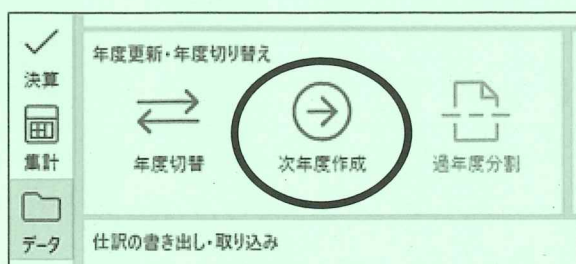
「次年度作成」をクリックして次年度を作成



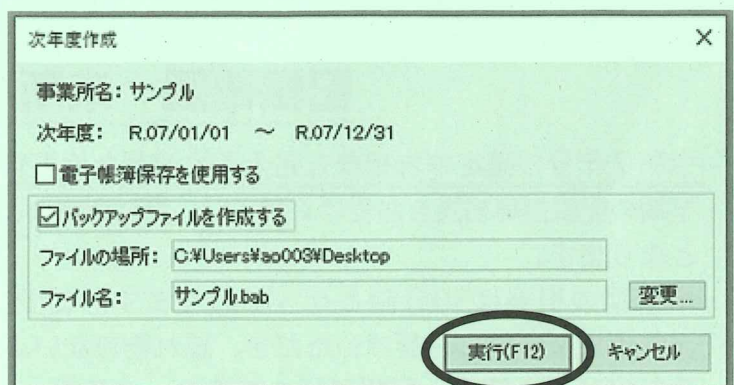
次年度作成が完了したら、年度切り替えを行って次年度を表示します。

◆『ジョブカndeSKTOP青色申告』

「データ」の「次年度作成」から



「実行」をクリックして次年度を作成



※各ソフトともに「ヘルプ」がございますので、詳細はヘルプでご確認ください。

戸塚税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)について

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納税する額です。

なお、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知しています。

予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和7年6月30日の現況による令和7年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合において、予定納税額の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税額の減額申請をする場合は、令和7年7月15日(火)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載し、書面又はe-Taxにて所轄の税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面又はe-Taxでお知らせします。

※ 予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができます。

予定納税額の納付方法

振替納税	○既に利用されている方 振替日は令和7年7月31日(木)です。 口座引落しができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることとなりますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引落しがないか等を必ずご確認ください。 ○これからご利用になる方 初回のみ「振替依頼書」を所轄の税務署へご提出ください。 なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。 「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)のオンライン提出について」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm)をご覧ください。
その他の キャッシュレス 納付	納期限(令和7年7月31日(木))までに納付手続を行ってください。詳しくは国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)をご覧ください。 ・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) ・インターネットバンキング等を利用した電子納税 ・クレジットカード納付(※1) ・スマホアプリ納付(※2) ※1 クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※2 スマホアプリ納付は納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。 納税方法については 国税庁ホームページを ご覧ください。 

確定申告の際には、予定納税額の申告書への記載を忘れずに

確定申告の際には、申告書に予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。

労働保険のお知らせ

令和7年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の
年度更新期間は、

6月1日（日）～7月10日（木）です。

電子申請でも申告可能です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠
出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送予定です。

正しい申告のために…早めにご準備を。

お問い合わせは

神奈川労働局 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係

電話：045-650-2803

尚、（一社）戸塚青色申告会の労働保険事
務組合員の皆様には、既に資料を送付してお
り、ご提出いただいているはずですので、年
度更新手続きは当組合で行います。

一般社団法人 戸塚青色申告会
労働保険事務組合・建設業組合 事務局

* 帳簿の印刷サービス *

電子帳簿保存の届出をされていない方は、紙媒体
での保存が義務付けられております。当会では帳簿
の印刷サービスを下記の要領で承りますので、お気
軽にお申し込みください。

- ・ ブルーリターンA ご利用の方
- ・ 複式（1年分） 4,400円（税込）
- ・ 簡易（1年分） 3,300円（税込）
補助元帳（オプション）+1,100円（税込）
- ・ データを保存したUSB又はPCをご持参ください。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

* 会計ソフトを利用して、青色申告特別控除 *

65万円適用にチャレンジしませんか?!

青色申告特別控除65万円の適用を受けるために
は、複式簿記により日々の取引を振替伝票に記帳し
ていく必要がありますが、今まで使い慣れた現金出
納帳・預金出納帳や経費帳の入力で、比較的簡単に
振替伝票の作成が可能です。

当会では、【ブルーリターンA】 【ジョブカン会計】
での入力を推奨しております。

2025年度 税務職員募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか？

【受験資格】

- 1 2025（令和7）年4月1日において高等学校又は
中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を
経過していない者（2022（令和4）年4月1日以降
に卒業した者が該当する。）及び2026（令和8）年3
月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込み
の者。
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

【申込手続】

- 1 申込方法
インターネット申込み
専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
- 2 受付期間
令和7年6月13日（金）9時～7年6月26日（木）[受信有効]

◆ 人事院国家公務員
試験【採用NAVI】

◆ 採用関係
お役立ちリンク集



会の動き

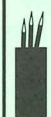
◆ 報告（前号予定に掲載されなかった分）

- 4月10日（木）会計監査 （法人会館B会議室）
4月17日（木）理事会 （法人会館B会議室）

◆ 予定

- 5月29日（木）第34回定時社員総会
6月4日（水）午前、11日（水）午前、午後
複式簿記教室
6月25日（水）午前、午後
ジョブカン青色申告講習会

編集後記



大災害の際、安全に行動できる持ち出し荷物の重
さは男性では15キロ、女性では10キロが目安となると
新聞で読んだことがある。

実際にその時を想定し部屋に必要と思う荷物を並べ
てみた。水や缶詰は手に持つとして、次々にあれもこ
れもととてもリュックに入りきれない。7日分の食料
品どころか、せいぜい2日分が限界であることを実感
した。

現在は避難所には行かず、在宅で様子を見ることが
奨められているが、停電・断水になれば最悪だ。まし
て家族に怪我人が出れば他人を心配するどころではな
い。

地震はいつ来るか予測できないから厄介なのだ。突
然その時が来たら何を頼りに家族を守りますか？

広報委員 鈴木 繁